表　彰　基　準

* 過去に本会の表彰を受けた者を除く。
* 本会の会員組合、又は会員組合事業所に勤務していること。
* 年数の算定にあたっては、令和４年３月３１日現在とする。
* 各表彰基準は以下の通りとする。

【組合功労者】

※平成２２年４月１日以前に就任した方が対象

　組合功労者は、組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

　(1)　組合の役員であること。

(2)　通算12年以上組合経営又は組合運動の経歴を有すること。

　(3)　組合員の信頼が厚く、人格・識見ともに卓越していること。

［注］○　組合設立時に就任された役員は、組合の設立年月日より起算するものとする。

○　組合功労者は、現在役員であり、かつ役員として通算12年以上であること。

【組合優秀事務局専従者】

※男性は平成２４年４月１日、

　女性は平成２６年４月１日以前から勤務している方が対象

　組合優秀事務局専従者は、指導力に優れ業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる資格を備える者でなければならない。

　また、組合の工場管理者、技術指導者、主任検査員及びこれに準ずる要職にある者を含む。

　(1)　10年以上(女性は8年以上)の勤続者であること。

　(2)　責任感が旺盛で指導者としての人格・識見がともに優れていること。

［注］○　専ら組合業務に従事し、組合との雇用関係があること。

【永年勤続従業員】

※男性は平成１４年４月１日、

　女性は平成１９年４月１日以前から勤務している方が対象

　永年勤続従業員は、同一組合員事業所に20年以上(女性は15年以上)勤務し、成績優秀な者で、かつ他の範とするにたる者でなければならない。

［注］○　取締役等役員の職にある者は、永年勤続従業員としては対象外になります。